

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 8 年 5 月 1 9 日 (木)

杉 並 区 議 会

## 目 次

席次について .....	3
定例会の提案事項について .....	3
定例会の日程について .....	3
本会議の会議録署名議員について .....	4
一般質問について .....	4
発言通告について .....	5
区議会だよりの発行協力依頼について .....	5
傍聴ルールについて .....	5
委員会開催時の正副議長の自席待機について .....	6
特別区議会議長会の要望事項について .....	9

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成28年5月19日(木) 午前10時00分～午前10時56分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平 理事 松浦 芳子	理事 大和田 伸 理事 増田 裕一 理事 そね 文子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 川原口 宏之
出席理事者		
事務局職員	事務局 局長 北風 進 議事係 長 蓑輪 悦男 調査係 長 福羅 克巳 担当書記 太刀川 修	事務局 次長 植田 敏郎 事務取扱区議 会事務局参事 庶務係 長 本島 健治 議会法務係 長 井伊 慶子



**脇坂理事** これより議会運営委員会理事会を開会する。

初めに確認しておくが、理事会においては、発言は全て自席で座ったままで結構なので、これは事務局も同様だが、そうした形で運営していく。

また、議会運営委員会へ付託されている陳情の一覧も配付させていただいたので、確認をお願いします。

《席次について》

**脇坂理事** それではまず、席次についてだが、今お座りの席次でよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** それでは、この席次で決定をする。

《定例会の提案事項について》

**脇坂理事** それでは次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料1をごらんいただきたい。提出案件は、現時点で条例10件、契約7件、土地境界確定等請求事件の和解1件、補正予算1件、特別区道の路線の認定2件、指定管理者の指定1件、人権擁護委員候補者の推薦2件、繰越明許費の報告1件、合計25件となっている。あす5月20日の議運で理事者から説明がある。

なお、財団等の経営状況報告5件については、今回の当初提案には間に合わないとのことである。

また、追加議案として、条例案件が1件、損害賠償の議案が1件予定されている。内容は、杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、区清掃車の事故に関する損害の賠償についてである。

現在のところ、財団等の経営状況報告5件、条例案件1件、損害賠償の議案1件については、5月30日に追加で提出される予定である。

また、人事案件として、教育委員の任命、6月28日に任期満了となる監査委員の選任、これらについても、最終日に追加提案される予定と伺っている。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**脇坂理事** この件については、あす5月20日の議会運営委員会で理事者から説明がある。

《定例会の日程について》

**脇坂理事** 続いて、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料2をごらんいただきたい。4月27日の議会運営委員会において決定した内容で変更はないが、先ほど説明したとおり、追加議案が予定されているので、5月30日月曜日、議会運営委員会理事会、午前10時開会、またその後、議会運営委員会の開会を予定してはいかがか。

また議会運営委員会の開始時間については、本日の議題である特別区議会議長会の要望事項について、本日調整がつかなければ5月30日の議運理事会で再度調整いただき、その場合は、議会運営委員会は余裕を持っての午前11時開始としてはいかがか。また、本日おおよその調整がつくようであれば、議会運営委員会は午前10時30分開始としてはいかがか、検討をお願いします。

**脇坂理事** ただいまの説明について何かあるか。今、次長から話があったように、特別区議会議長会の要望事項、この後検討していくが、本数も件数も多いということで時間がかかるのかということ踏まえた上で、今、日程表にはないが、5月30日に議運理事会と議会運営委員会を予定しているので、議会運営委員会の開始時間は、きょう後ほどの議論が終わった後、本日の最後に改めて確認をしたいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、そのようにする。

《本会議の会議録署名議員について》

**脇坂理事** では、続いて、会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 15番中村康弘議員、32番吉田あい議員となる。

**脇坂理事** この件については、同じ会派の理事から本人にお伝えいただきたい。

《一般質問について》

**脇坂理事** 続いて、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 一般質問は、あす5月20日金曜日、議運終了後の午後1時から25日水曜日午後1時までの受け付けとなる。

なお、5月20日午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引きで順番を決めさせていただく。また最終希望者についても、同様の扱いとなる。

通告が最終日に集中する傾向があるので、質問予定の議員の方々にはなるべく早目に通告するよう、協力をお願いします。

また、あす5月20日の議運で、各会派の質問予定者数の報告をお願いします。

島田理事 質問通告、最終日25日の午後1時になったのか。

議会事務局次長 そうである。

脇坂理事 この前変更になっているので、協力をお願いします。

それでは、質問予定者人数をあす5月20日の議運でお知らせいただきたい。非交渉会派については、事務局で確認をお願いします。

《発言通告について》

脇坂理事 続いて、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 5月30日月曜日、本会議初日の発言通告、5月26日木曜日午後5時までとなる。6月2日木曜日、本会議中日の発言通告については、5月31日火曜日午後5時まで、6月16日木曜日、本会議最終日の発言通告については、6月14日火曜日午後5時までとなる。

脇坂理事 この件についても、よろしくをお願いします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

脇坂理事 それでは続いて、区議会だよりの発行協力依頼についても、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。区議会だより第232号については、2定の一般質問の内容を中心に、8月1日の発行を予定している。質問原稿等の提出については、裏面のスケジュールに従いをお願いします。期日はお守りいただきたく、協力願いたい。

脇坂理事 この件についても、協力をお願いします。

《傍聴ルールについて》

脇坂理事 続いて、傍聴ルールについて、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。傍聴ルールについては、4月19日の理事会で、申し合わせ事項の追加案と傍聴規則の改正案について承認をいただいたところである。前回の改正内容を承認いただいた後、法務担当で改めて、内容の趣旨を変えずに表現の見直しを行ったところである。観点としては、論理的な整合性、用字、用語、文言の精査、また区民へのわかりやすさ、それらの観点から若干の文言の修正を行ったものである。

1枚おめくりいただき、網かけの部分、今回修正した。(5)、携帯電話等による通話

をしないことということに関しては、携帯電話が、現在、撮影、録音などさまざまな使い方があるので、通話を禁止するというのをまず明示したものである。

その下の網かけ部分である。撮影及び録音等の許可ということであるが、こちらに関しては、区民に対してわかりやすく、(1)の写真、映画等の撮影、録音と(2)のパソコン、こちらのほうも申請書が違うということもあるので、分けたということである。

次の傍聴券の内容である。下のほうの「(5) 携帯電話、パソコン等の取扱いに関しては、係員の指示に従ってください。」という表現にしております。これは資料4-2の申し合わせ事項をごらんいただきたい。

申し合わせ事項、下の部分、撮影・録音等の許可申請、(1)、撮影・録音ということで、これらは区民に伝えて撮影・録音の行為をする場合の留意事項である。本来だと、傍聴券にこの内容を明記するところであるが、ちょっと文字の数が多く、非常にわかりにくくなり、傍聴する前に説明したいということで、これらについては、実際申請が行われたとき事務局で説明するというに伴い、「係員の指示に従ってください。」という表現に簡素化したものである。

これらの提示した改正案については、承認いただければ、4-2の申し合わせ事項、これは内容は変わってないが、これとあわせて、あすの議会運営委員会にお諮りしたいと考えている。

なお、傍聴規則の施行日については、第2回定例会の初日の5月30日からとしたいと考えている。

**脇坂理事** ただいまの説明について、質問、意見はあるか。

**山田理事** 係員の指示に従ってということは、申し合わせ事項の中身だと思うのだが、今後申し合わせ事項が例えば変更されていくような場合には、その都度この中身も含めて検討するという理解でよろしいのか。傍聴券の中身についても検討するという事かどうなのか確認する。

**議会事務局次長** 今御指摘のとおりであり、内容が変われば当然またお諮りして、傍聴券のほうの表記をどういうふうにするかという問題、また区民にわかりやすさということもあるので、基本的には変わるということである。

**脇坂理事** それでは、特段意見等ほかになければ、資料の案のとおりにしたいと思うが、いかがか。——それでは、資料の案のとおり了承されたので、あすの議会運営委員会に諮りたいと思うので、よろしく願います。

《委員会開催時の正副議長の自席待機について》



**脇坂理事** それでは続いて、委員会開催時の正副議長の自席待機について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料5をごらんいただきたい。現在、委員会開催時、正副議長は、委員となっていない委員会について、どちらかが必ず自席待機している状況となっている。資料のとおり、申し合わせ事項にも明記されている。この正副どちらかが必ず自席待機しなければならないとの規定について、正副議長が交代したこの時期に、若干の見直しをしてはいかがかという提案である。

なお、議長については、地方自治法第105条の規定により、どの委員会へも出席し、発言することができるとなっている。また副議長に関しては、議長に事故があるときは、議長の職務を代行することができる定めがあるわけである。議長は自身の判断で自席待機や出席をすることができ、毎回どの委員会にも自席待機を義務づける必要性は少ないのではないかということを考えており、資料5の改正後の案文をごらんいただきたい。

「正副議長は、委員になっている委員会以外は」、「原則」、これを挿入して、「原則自席待機とし、」というふうに改正してはいかがか。

**脇坂理事** 参考までに、これまでの経緯としては、平成23年の1定までは、正副議長は、委員となっていない委員会にもどちらかが出席をしていた。副議長は議長の代行として出席をしていたという経緯があったが、平成23年の2定からは、出席せずに、現在のようどちらかが自席待機をしているということになっていた。昨今委員会も閉会中の開会等もふえて、どうしても、正副議長においては、日程調整の上で公務と重なってしまうというような背景もあり、そういったことも鑑みた上で、今回「原則自席待機」という表現に変えたらどうかという形の提案であったが、ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

**大和田理事** 趣旨はよくわかったのだが、参考までに、例えば他の22区などはどういう状況なのか、もし把握されていたら教えていただきたい。

**議会事務局次長** ほかの区を調査して調べている状況にはない。

**山田理事** 自席待機をしていなければいけないような状況というのはどのようなケースがあるのか。この間すごく変更されてきたという点では、原則自席待機でもいいのかなと思うのだが、自席待機をしていなければいけなかったというような背景にはどのようなことがあるのか、確認したいと思う。

**議会事務局次長** まず、想定される、と言っても可能性は極めて少ないと思うが、委員長に事故があり、その代行を副委員長がする、副委員長も事故がありということで、その代行ということになるが、實際上、委員長、副委員長がいない場合は、委員会開催がで

きない。それが1点目である。

2点目は、大きな混乱が生じた、議会活動全体にかかわるような問題が委員会で生じた、そのようなときに委員長が議長、副議長の指示を仰ぐことがあるかということがある。

あとは、議長、副議長としての委員会の情報収集、そんな位置づけで、今までのルールができていくというふうに見ている。

**島田理事** 原則以外のケースはどんなケースか。先ほど公務とかいろいろあったが、どうか。

**議会事務局次長** 公務ということが具体的に想定されるが、それ以外にも、議長、副議長ともにそれぞれ私的な活動というか、予定等もある。そのどちらに重きを置くかということも、当然判断しなければいけないのだが、やむなき事情があり、それが具体的にはどういう事情かというのは想定はできないが、そういう事態になったとき、何が何でも正副議長が必ずいなければいけないというのは外して、原則ということにしてはいかかかということである。

**島田理事** その記録とか理由とかは残すのか。

**議会事務局次長** 正副議長が委員会に出席できないときの記録ということか。

**島田理事** 原則を外れるときに、外れた理由なり何なりを明記するのかどうか。

**議会事務局次長** 具体的に列記するというのはちょっと難しい状況はあろうかと思うが、先ほど大和田理事からも指摘があったように、他区の状況も調べた上で、原則以外の部分での理由等の文書化というか、それは検討課題になろうかと思う。

**山田理事** 先ほどの島田理事の発言でなるほどと思ったのだが、公務という場合はいたし方ないという面もあるかなと思うが、例えば私的な活動の予定があるために、原則ということで、ほとんどの委員会に全く正副議長がいないというような事態になると、それはそれで少し問題もあるのかなと思う。だから、その点で、公務であればいたし方ない部分での原則とするのかというのはもうちょっと精査したほうがいいのかなと思うが、どうか。

**議会事務局長** 私が議長、副議長にヒアリングをした中では、公務でどうしても出られないということで、そのとき議長もちょうど日程が入っていたので、苦慮されたということを知っている。基本的に議長、副議長、私的なことで委員会の傍聴を欠席されるということは私は余りないと思っている。原則、公務による欠席ということだと思うので、公務の場合、特段届け出の必要はないと思うが、もちろん私的にお休みになるということであれば、何らかの届け出みたいなものはいただくことが常識的なのかなと思っています。

る。

**脇坂理事** そのこの仕組みづくりは今後考えていくということで。

では、今の話を少し総合すると、おおむね趣旨は理解していただいていると思うが、他区の運用等も含めて、また「原則」という表現がほかにいい表現があるのかないのかということもあるので、1度これは持ち帰りとし、また調べた結果含めて、事務局から改めて提案をいただきたいと思う。今回はそういった対応でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** では、そのようにお願いをしたいと思う。各会派でも持ち帰って議論していただけたらと思う。

#### 《特別区議会議長会の要望事項について》

**脇坂理事** 続いて、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料6をごらんいただきたい。要望事項については、自民党1件、公明党2件、未来3件、共産党4件、平和7件、提出されている。例年、全会一致となったものについてのみ提出しているところである。また、要望区分ごとに優先順位をつけて提出する必要がある。

また、先日説明したとおり、これらの要望書については、議長会のほうで、条件というか選定の基準、視点が示されている。

まず、特別区議会議長会が独自に行う国への要望については、明確に23区区政に共通する大都市特有の課題、国の施策及び予算に関する緊急かつ重要な事項、そうになっている。また、特別区議会議長から東京都へ行う要望、全国市議会議長会を通じて行う要望についても、緊急かつ重要という言葉、また全国市議会議長会に関しては、全国的な共通課題というような文書が出ているところである。特に23区に共通する大都市特有の行政課題については、各区から提出された優先順位1位のものを中心に検討なされ、1本に絞って提出するというような流れになることを再度説明させていただく。

**脇坂理事** 今回本数が多く出ているが、今、次長から説明のあった前提条件があるということをおおむね理解をいただいた上で、それでは、提出された会派から補足説明等あれば、それぞれお願いをしたいと思う。

**大和田理事** 今優先順位という話もあった、また23区共通、緊急かつ重要な課題という話もあったが、私たちは1本、今般の臨時会においても議論された保育待機児童問題に的を絞って提出した。要望内容をごらんいただいて、誰もが納得いただけるところかと思う。

もちろん基礎自治体としても、都市部において用地取得が難しい中でも、しっかりと、今回当区でも1の矢、2の矢を放って、そして待機児童解消に向けて動き出しているわけであるが、そういった取り組みとやはり車の両輪として、国においても、育児休業が取得しやすい、そういった労働環境をしっかりと整えていただきたい。そして労働環境を整えるとともに、保育人材の確保に向けて、就職マッチング支援あるいは賃金改善を求める、この1点に尽きるところだと思うので、我々は、ほかにもいろいろ各議員思いがある中でも、今回は保育1本に絞って提出をしたところである。

**島田理事** 書いてあるとおりののだが、1つは特養。都市部で整備がなかなか難しい。財政的にも厳しいということで、財政的措置を国でとってほしいということと、ICT等の活用で介護従事者の負担を軽減できるようにという中身が1本。

もう1本は、障害者施策について、地域での自立生活をしっかり保障するような何らかの財源を国に求めたいということである。

それと、通所施設等の整備もしっかりしていただかないといけないので、こういったところにも財源を手当てしていただけないか、こういう主張である。

**増田理事** 見てのとおりだが、自民さんも保育のことということであったが、①以外のところは共通しているかなというところである。

2つ目が、今杉並区でも取り組みを行っているが、狭隘道路の拡幅ということで、それに向けた法制化ということで、私どものほうから要望した。これは国である。

3つ目が、これは東京都なのか国なのか少し迷ったのだが、介護人材の確保に向けた支援ということで、下記のとおりICTの活用と。本年度、杉並区でも予算をつけているが、そういったところ。新規開設に当たって介護従事者の募集の広告費を補助するというので、これは国というよりは東京都のほうかなと思ったので、要望として付した。

**山田理事** ほとんどほかの会派の方ともかぶるのだが、都市部における待機児童解消の推進のための要望がまず1点。

私たちの会派としても、全会派が一致して出せるというものが大事だと思うので、中身についても、ほかの会派に合わせて柔軟に検討したほうがいいと思っている。

2点目としては、安定的な介護・福祉人材確保の推進に関する要望で、これもほかの会派の方ともかぶっている内容かなと思っている。

3番目が水害対策の拡充で、昨今、局地的な集中豪雨が多発をしていて、これは東京都に対して、もう少し緊急対策をとるものである。

4番が鉄道連続立体化事業の推進に関する要望で、これについては、前年度も同じようなものを出したのだが、ほかの会派の方とも合意ができなかったなので、その点につい

ては少し難しいものであれば、また再検討ということは十分可能かなと思っている。

**そね理事** 私たちの会派は多く出してしまったのだが、貧困対策、何点かにわたって出した。①から④までだが、生活困窮する失業者への対策、児童の社会的養護体制の確立を求める要望、給付型奨学金制度の創設を求める要望、国税及び地方税等の延滞税率の引き下げについて、全会派一致ということがあるので、これらの問題については柔軟に対応したいと思っている。

そして⑥と⑦は、皆さんと共通する保育士の処遇改善、そして介護人材確保に向けた処遇改善に特化して出している。

**脇坂理事** それでは、この中から選ぶ作業に入っていきたいと思う。

今、各理事から説明いただいて、それぞれが重要課題であるという認識はありつつも、先ほどの次長の説明があったとおり、基本的には優先順位1位のものだけが議論の俎上に上がっていく。2つ、3つ、4つ出すということは、これまでの杉並区議会でもあったが、そういった前提に立ちながら、今説明のあった順で、なるべく一本化できるものはしていくといったことも踏まえながら見ていきたいと思う。

まずは、自民党提案の保育施設の充実ということについては、意見等あるか。

**増田理事** ほぼ内容が同じなので、ただ事業所内保育が含まれてないので、ほかの会派のものも含めて、相矛盾するものがなければ、保育で一本化できればなというのがあるのだが、どうか。1つしか出せないんですよね。事実上、優先順位1番目のものが杉並区議会の提案として議論されるということですよ。

**島田理事** そのケースは提出先が国とか東京都とか分かれていますよね。もっと言えば全国市議会議長会を通じてというのもあって、3種類あるので、それに、例えば東京都はこれとか国はこれとか、そういうふうな分け方はできないのか。1本しか検討してもらえないということがどういう形で検討されるのか、それをちょっと明らかにしていただきたい。

**議会事務局次長** 説明が不十分で申しわけない。まず、特別区として要望書を提出する、特別区議長会が行う要望活動ということで、これは国への要望、都への要望というふうに分けて出す。これはそれぞれ各区から出された1位のものについて検討しますよということである。ただし、他区が1位にして、杉並が2位にして、ほかの区でも2位になっていれば、2位以下のところも交えて検討しますよということである。

全国の市議会議長会を通じて行うものに関しては、全国市議会議長会へ正議案ということで2件、予備議案ということで1件、3本を選定して出すというような流れで説明が来ている。

**島田理事** だから国へのものが1本あって、都へのものが1本あるのか、それとも全部まとまってどっちか1本にするのかということ。

**議会事務局次長** 国へが1本、都へが1本ということである。

**島田理事** ということは、優先的にというか、検討してもらえるとというのは、杉並区議会として出したときに、国への要望はこれを1本、都への要望はこれを1本という形にできるわけなのか。

**議会事務局次長** そのとおりである。

**増田理事** 今の説明だと、ほかの区で1位とかになっていけば、杉並区で2位とか3位の優先順位のものでもそれが俎上に上ってくるということは、うちとしては1位だけでも、予備でもう1本、2本ぐらい提出してもよいということですよ。

**議会事務局次長** それは提出する方法の考えになるので、今増田理事が指摘される方法もあると思う。

**脇坂理事** では、今の説明を伺うと、まず国宛てなのか都宛てなのかというのを選別してから、それぞれ1位を決めたほうがいいのかということか。

**議会事務局次長** 提出いただいた調査票に3つに分けて分類することになっている。まず特別区議会議長会が国へ出すもの、同じく特別区議会議長会が都へ出すもの、3つ目が全国市議会議長会を通じて行う要望、3つに要望を分類することになっている。

**島田理事** 国への要望は、最後括弧して何とか大臣あてとなっているが、省庁が違えば別に幾つ出してもいいということにはならないのか。

**議会事務局次長** そういうことにはならないかと思う。

**脇坂理事** 国には結果的に1本。

**そね理事** 他会派のところで、例えば保育園の待機児解消なんかは、国へ行う要望と東京都に行く要望と両方にできると思うが、これをどっちかに絞るとするか、どっちかを選んで出すということか。

**議会事務局次長** 内容によって、都へ出すものに関しては、23区、大都市特有の内容である。それを国に出しても意味がないというか、ちょっと失礼な言い方だが、そういう分類になる。国へ出すのは全国共通課題という内容である。

**脇坂理事** 例えば国にも東京都にも、保育が両方1位になって、それ1本になるということもあるということですね、最後は決めでそういう形になっていくと。

**議会事務局次長** 内容によっては、そういうこともあり得ると思う。

**脇坂理事** では、その前提で、まず自民党提案の保育施策の充実というところからだが、これは一応国への要望という形でまとめています。まず保育のものを、できればまとめ

られるものはまとめたいと思うので、文章をどれにするかというのは別にして、未来さんの①、共産の①、平和の⑥、この4枚の中で、どれをたたき台ということではないが、それぞれ意見等あればお願いしたいと思う。

**増田理事** うちのと自民党、結構似ているので、うちとしては、①の事業所内保育を設定するということが自民の中に盛り込まれれば、自民のがベースでいいかなと思う。

**山田理事** 各会派が一致できる内容でいいと思うので、うちのところは柔軟に、これは削ってということは可能だと思うが、保育士の確保策と保育従事職員については、各会派恐らく同じような問題意識を持っていると思うので、ここについては少しまとめて加えてもらったほうがいいのかかなと思っている。

あと、うちとしては、認可外保育所の認可移行支援とか、自治体間移動に伴う保育定員の変動とか、待機児童定義の統一などは、ほかの会派には特にないようなので削ってもいいのかなと思う。

(1)の公有地活用については、民有地も含めてだが、少し加えたほうがいいのかなど。というのも、やはり都市部での用地確保というのは非常に大きな課題なので。今、杉並区でも緊急事態宣言でそこが一番困難な状況になっているという点でもあるので、そのあたりについての都市部への支援策というものは必要かなと思っている。

**そね理事** うちのは、主に処遇改善に向けて説明をしていて、そのための要望なので、たたき台と言われた自民のところにそのことが入っているので、そちらでいいと思う。

**脇坂理事** では、今自民党案をベースで、それプラス、公有地活用の話と事業所内保育の話に乗っければ、それなりに各会派まとまるんじゃないかというようなところが皆さんの意見だったと思う。

では、保育については、私どもとしてもこれで十分だと思って出しているところがあるので、会派へ持ち帰った上で、この件については、私どもでたたき台の案文をもう一度つくらせていただくという形で、保育のほうは一旦これでまとめたいと思うが、いかがか。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** 次は、特養の公明の①だが、これはほかには。

**島田理事** 未来で介護人材の確保がある。これも中身ちょっと含んでいるかなと思う。それと共産党の②か。出ているのはそれぐらいか。

**そね理事** 平和の⑦も。

**脇坂理事** では、公明①、未来③、共産②、平和⑦ということで、特に提出いただいている会派から意見等あれば、お願いしていききたいと思う。

**増田理事** うちもほぼ同様に含まれているので、公明のベースでいいかなと思う。ちょっと私も迷ったのだが、送り先が東京都ということで、公明党のほかの部分もあるので、国及び東京都ということになるのかなと思ったのだが、含まれるということであれば、要望先はこだわらないので、丸々吸収されて構わない。

**山田理事** まとめていただいているのかなと思うのだが、特養ホームとともに介護人材、福祉人材の確保と処遇改善というのがすごく大事なテーマなので、それについては少し比重を重くしていただけるといいかなと。うちの会派でいうと、(3)はかなり細かいので、とっていただいてもいいのかなと思っている。一本化できる内容にしていればと思う。

あと、ちょっと申しわけないが、公明の「区域外整備への支援など、柔軟な対応を行うこと。」というの、うちの会派ではちょっと一致できない点があるので、その点少し配慮いただければと思う。

**そね理事** うち、介護従事者の処遇が非常に悪いというところに特化して要望を出している、先ほどの共産の意見と同様に、処遇改善について、公明の中に「確保のための施策の充実を図ること。」となっているが、このところをもう少し重点を置いて説明を増やしていただけたらと思うが。

**島田理事** 負担軽減は明確に書いてあるが、処遇改善のほうは明確になっていないので、持ち帰ってそれをできれば入れさせていただきたい。特に平和も、共産党もかなり強調されているので、そういう意味ではその辺を、うちのベースでよければ取りまとめさせていただきます。

**増田理事** 区域外特養は大丈夫か。

**山田理事** ぜひ配慮いただければ。

**島田理事** 含めてちょっと検討する。

**脇坂理事** それでは、今、島田理事から発言があったが、1度これは持ち帰って公明党に案文をつくっていただくという形で、次回までをお願いしたいと思うので、よろしくお願ひする。

では次に、公明の②、福祉基盤整備ということで、これは似たような意見出しているところはあるか。

**島田理事** これは障害者絡みで、ほかにはなかったかなと思う。きょうのところは少数意見ということになりましょうか。大事な視点だと思っているので、一旦検討していただけるとありがたい。

**脇坂理事** では、当然、大事な施策と、その時々に応じた取り組み優先順位という両方の



視点があるので、そういったことを踏まえた上で、こういう提案が公明からあったということで1度持ち帰っていただくということでお願いできればと思う。

では、続いて、未来の②の狭隘道路の話。

**増田理事** そのままなのだが、これも少数意見なので、1度お持ち帰りの上、ほかの案ともども会派で検討いただければなと思っている。

**脇坂理事** では次に、共産党の③である。

**山田理事** ③と④、水害対策と鉄道連続立体だが、これも少数意見なので、各会派で持ち帰って検討いただければと思う。特に、絶対に出さなければいけないというこだわりはない。

**脇坂理事** あとは、平和の①、②、③、④、⑤とある。

**そね理事** 済みません、たくさん出してしまって。少数意見なので、同様に検討いただければと思う。よろしくお願いします。

**脇坂理事** それでは、今回多くの数出していただいたが、今話をしたところ、まず1つは保育園の整備の課題、もう一つは特別養護老人ホーム等の整備促進に対する課題、この2つが大きく2本柱として今後の理事会の議論の俎上に上がってくるだろうと思う。それとあわせて、各会派から個別に何本も意見が出ているので、これについてはいま一度持ち帰っていただいた上で、先ほどもあったように、取り上げてもらえるようにするにはということを第1に考えるというのが今回の目的であるので、そういったことを踏まえた上で、各会派どうしていくかということをそれぞれ対応を検討いただきたいと思うので、よろしくお願いします。

**増田理事** これは、持ち帰りで、東京都と国にそれぞれ提出される、全国市議会議長会というのものもあるかもしれないが、例えば保育の中で、保育と介護で国と東京都に分けて出すのか、抜き出して出すのか、それは今後議論していくことになるのか。

**脇坂理事** そういうことにはなってくると思うが。

**島田理事** 調査票にあるように、四角を塗り込んで、両方塗って出すということはできるのか。両方塗ってあるところがあるが。

**議会事務局次長** 両方チェックを入れることは可能である。

**脇坂理事** それぞれが優先順位に入ってくるということですよ。

**議会事務局次長** そうである。

**議会事務局長** 中身によって、国と都にまたがるものというのはかなり多いと思う。そうした場合には両方つけざるを得ない。分けて1個ずつというよりは1本にまとめて出すというのが常識的な線なのかと思う。

**島田理事** では、東京都ではこっちが優先1位なんだけど、国にはこっちが優先と。

**増田理事** それは出し方のテクニックですよ。

**議事係主査** それぞれ東京都で順位をつけていただいて、国は国で順位をそれぞれつけていただく。2つ出すようであれば、東京都で何位、国では何位とそれぞれ順位をつけていただく。

**島田理事** 例えば1枚で両方チェックした、そこに括弧書きで国は2位とか都が1位とか、そういう書き方はできるわけか。

**議事係主査** それはできると思う。

**島田理事** 例えば保育だと、東京都の場合、要するに都市部ということで非常に問題が多いわけですよ。だから、保育は東京都の1位にして、国のほうは2位にして、特養を1位にするとか。ほかの案件でもいいのだが、そういうことができるということか。これは可能性だけの話だが。

**議会事務局長** できるということである。

**脇坂理事** 今のこの場だとなかなかまとまりづらいところがあると思うので、そこは断続的に各幹事長さん同士も相談していただけたらと思うので、よろしく願います。

それでは、先ほども申し上げたが、今の協議を踏まえた上で、5月30日の議会運営委員会の開始時間の調整をしなければいけないのだが、10時から理事会をやるということで、10時半かもしくは11時がいいのかというところで、理事の皆様、意見等あればお願いしたいと思う。

**増田理事** もうちょっと時間を余裕を持って見たほうがいいかなと思う。それまでに下交渉とかあるかもしれないが、一応ゆとりは持っておいたほうがいいかなと思う。きょうの段階でまとまってないので。

**脇坂理事** 11時ということではよろしいか。

**山田理事** 同じく11時で、少し余裕を持ったほうがいいのかなと思う。

**脇坂理事** では、再度確認する。5月30日10時から議会運営委員会理事会、午前11時から議会運営委員会という形にしたいと思う。

それでは、本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

**議会事務局次長** 政務活動費についてである。今年度分の政務活動費の領収書をつづるファイルである。手引と一緒に17日に各控室へお配りしたので、確実にファイルをお願いする。

なお、四半期ごと提出の第1回目、4、5、6月分である。これに関して、7月5日火曜日、提出期限厳守で協力のほどよろしく願います。

**脇坂理事** それでは、ほかになければ、以上をもって本日の議会運営委員会理事会を閉じる。

(午前10時56分 閉会)